

## 平成30年第1回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 10月19日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前10時30分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について	6
○議案第58号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について	6
○議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について	6
○議案第60号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約について	6
○町長挨拶	9
○閉会の宣告	11
閉 会 (午前10時53分)	11

板倉町告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成30年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年10月16日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 平成30年10月19日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
  - 1) 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について
  - 2) 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について
  - 3) 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について
  - 4) 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成30年第1回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年10月19日（金）午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について  
日程第 4 議案第58号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について  
日程第 5 議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について  
日程第 6 議案第60号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約について

---

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
落合均	総務課長
根岸光男	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
橋本宏海	福祉課長
小野寺雅明	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者

小野田	博	基	教育委員会 事務局 長
伊藤	良	昭	農業委員会 事務局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂	樹	事務局 長
川野	辺	晴	庶務議事係 長
福知	光	徳	行政安全係 長兼 議会事務局 書記

開 会 (午前10時30分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 ただいまから告示第94号をもって招集されました平成30年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許します。  
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めて、先ほどは大変お世話になりました。全協におきまして各議員、5名ほどの議員さんから質問をいただき、私自身もいわゆる庁舎建設を預かる長として一々ごもつともとも受けとめましたし、また私自身も四、五日前それぞれの業者さんの幹部においていただき、激怒した胸の内を意見交換させていただいて本日に至っておるわけであります。

そういうことで、今臨時会に向けて、先ほどはいろいろ質問をいただいたわけではありますが、それらを踏まえ新庁舎建設にかかわる4つの議案を提出させていただいたところであります。いずれも先ほど来の陳述のとおり、工期変更に伴う変更契約の議案であります。天候不良による影響であるということでありましたので、これについても町は町なりの多少の考え方は、私は私なりの個人的な見解は持つもおるわけですが、総体的に町の本意ではありませんが、やむを得ない措置でありますので、事情をご理解いただいてのご審議をお願いするということでございます。

開会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただいて、よろしく原案をご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

---

○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に付議された案件は、変更契約議案4件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 本 間 清 議員

4番 亀 井 伝 吉 議員

を指名いたします。

---

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、本日10月19日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、こんにちは。先ほどは大変ご苦労さまでございました。

それでは、本臨時会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件について、本日10月19日に議会運営委員会で協議した結果、会期については本日1日のみと決定いたしました。

議事日程については、議案第57号から議案第60号までの4議案について提案者より提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定を行い、全日程を終了することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○青木秀夫議長 お諮りいたします。

今臨時会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日のみに決定いたしました。

---

○議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について

議案第58号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について

議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について

議案第60号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約について

○青木秀夫議長 日程第3、議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約についてから日程第6、議案第60号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速提案理由を申し上げます。

議案第57号から第60号までは、関連がそれぞれございますので、一括してただいま議長の指示どおり説明させていただくことといたしております。

まず、議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について、同じく議案第58号 板倉町役

場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について、同じく議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について、同じく議案第60号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約についてでございます。本4案につきましては、それぞれ議会の議決を経て契約を締結した板倉町役場庁舎建設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、非常用電源設備工事の請負契約について、工期延長の必要性が生じたことから、変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、建築工事において、建設工事請負契約約款第21条の規定に基づき、受注者からの完成期日延長申請書が提出され、延長の理由としましては、天候不良及び外構工事との関連等により一部の工事が完成期日までに完了できないとのことから、工期期限を平成30年10月20日から平成30年11月30日へと41日間延長するものでございます。

また、建築工事の工期延長にあわせて、電気設備工事及び機械設備工事並びに非常用電源設備工事も平成30年11月30日へと工期延長するものでございます。

契約の相手方につきましては、議案第57号の建築工事が河本・徳川板倉町役場庁舎建設事業建築工事特定建設工事共同企業体、議案第58号の電気設備工事及び議案第60号の非常用電源設備工事につきましてはJ E S C O S U G A Y A株式会社、この相手方につきましては、当初の契約締結時には菅谷電気工事株式会社でありましたが、平成30年9月1日付で社名及び本社所在地が変更になったものでございまして、述べたとおりでございます。

また、議案第59号の機械設備工事がヤマト・神寛板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事特定建設工事共同企業体でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、これにつきましては、ただいまの理由が全てでございますので、担当課長の説明は改めて用意はいたしておりません。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 7番、今村です。

今回の4議案、役場庁舎の建設工事の工期延長に伴う変更契約については、先ほどの協議会においていろいろ議論されたところでありまして、天候が大きな理由ということでやむを得ないというふうに判断させていただきます。

その中で、先ほども話をしましたが、町民が大きな期待をしている事業でありますので、開庁については外構工事の関係で変更がないという説明がありましたが、改めて本会議において開庁時期については変更ない。2月の月上旬に開庁するということについて間違いのないかどうか、副町長の判断で結構ですから、お答えいただきたいと思っております。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

外構工事の工期期限が12月10日ということで、先ほど全協でも課長のほうから説明しておりますけれども、まさにそのとおりでございますので、外構工事の完了、それをもっていわゆる開発許可に付随します完了検査が受検できるという見込み予定でございますので、申しあげましたとおり2月の開庁時期については、遅延することはないものということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 改めて申し添えておきますが、本工事、開発行為の遅れで2.5カ月プラス標準工期の関係がありまして、前回4カ月延長されておりますので、事務手続上の問題で遅れた部分がありますから、今回については完成後の事務手続、いわゆる町と県等の関係機関との調整をきちんとやった上で、遅れのないように開庁できることを確認いたしたいと思っておりますので、事務方のトップであります副町長、その辺はしっかりやっていただけるかどうか。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

まさにそのとおりでございますので、検査を実施していただく群馬県建築課のほうとは工事の進捗を勘案しながら、早期に検査が受検できるように事前の協議を進めていく考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

○7番 今村好市議員 はい。

○青木秀夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○町長挨拶

○青木秀夫議長 以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ただいまは大変寛大なご判断をいただき、全議案急遽上程したにもかかわらずご承認いた

だいて、大変ありがたく思っております。私は、常々職員に対して仕事には誠実であれ、あるいはミスを犯したらまずおわびをと。そして、最後に説明責任をしっかりと果たせと。それは、私自身にも常に自問自答しながら職員教育をしてきているつもりであります。それは言いかえると、信頼性をなくしたら、役所として住民からどういう形になるのだろうかということを考えたときに、そういった結論が出るわけであると思っておるわけであります。

今回、当方に責任のないというこういった受注側の問題が、たまたま1番、2番、議会にかかったのは1番でした。診療ミス等の関係についてもあるいは課税ミス等々についても、振り返ってみると受注側のそれが機械化されたからかもしれませんし、結構多く見られるように感じております。契約をさらに見直す必要もあるのかなとも思いつつ、また現実として計画変更というのはいろんな事業で出てまいります。ここに傍聴席におられる受注側の皆さんに対して失礼かと思いますが、受注側は計画が変わると、遠慮なく増額の当然要請をしまいであります。時間幾ら、それに係る付随費用が幾らとか、そういったことを踏まえて考えますときに、我々もこういった発注側の問題があるという場合に対して、今のいわゆる契約要綱といいたいましょうか、そういったものが十分機能しているのかどうか、発注側として相応の対応をとれるように、さらにこの件については契約条項の見直しを既に指示しております。

そういう意味で、今回も別に悪意でもなく、天候不順、それにしても例えば先ほど今村議員の話ではありませんが、つじつまが合わない要素がいっぱいある。普通5日前の申請であれば、1日か2日工期が延びるのだから、何とか仕上げようと思って頑張っていて、5日前で判断したという形が結果的に出てきているわけですから、先ほど私も激怒したというのはそこら辺のところ、遅れは40日とあるけれども、実質幾日なのか明確にせよというようなことも含めて、先ほども管理監督責任も含めて名指しで失礼ではございましたが、プロとして日本に名高いお立場の方々あるいは当県に名高いお立場の方々に具申を申し上げたつもりでもありますが、ぜひそういう意味では信頼をお互い保ちつつ、これからも建設的な対応をできればと思っております。

今日は、そういう意味では大変皆様方にもご心配をおかけしましたが、ご理解いただき、継続的にということでも了解いただきました。先ほど再三再四念を押されましたので、この間は、この上重なるようであれば、みずから何かを考えなくてはならないよと、私も含めてというような態度表明まで内輪ではしました。いいかげんでは困るのだというようなことを含めて。ということで、幸い今回は予定している開庁予定、2月の中旬につきましては、ずれがないと。それについても、先ほど1カ月ぐらい前倒しができるのではないかとこの前の質問に対して、1カ月遅れても何とかできるのであれば、開庁時期は同じだが、この前のときに前倒しは半月でも20日でも可能という本当は答弁がなければおかしいではないかというようなことも、担当とはやりとりも事前にやっておりますが、本日述べた事情の中で1カ月の遅れがあったにしても、いわゆる開庁については何とか太鼓判が押せるという状況でございますので、私どももこれをさらに踏みにじるようなことがあれば、みずから律する措置も含めて考えなくてはならない立場に追い込まれていると認識もしておりますので、そこら辺のところは私どもも真剣に対処してまいりますので、ご臨席の今日おいでいただいた関係各位にもそこらを十分ご理解いただいて、すばらしい開庁が見込めるよう、議会の皆様にもさらなるご指導をお願い申し上げましてご挨拶といたします。大変ありがとうございます。

○青木秀夫議長 以上をもちまして……

〔議長、いいですか、一言〕と言う人あり〕

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 ただいまの町長の挨拶の中で、1点だけ訂正を私にしたほうがいいというのがあります。町側、いわゆる執行者、発注者側は全く責任がないという話を先ほどされましたけれども、町民から見れば、それは全く責任がない話ではありませんので、その部分については議事録に残りますので、場合によっては調整して訂正しておいたほうが私はいいというふうに判断いたします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ただいまの今村議員のご指摘、なるほどというふうに感じられる部分もあります。100・ゼロではないということでも当然ありますし、ただ一般論として申し上げたことにつきですが、後々禍根が残るというようなことがあればということで、せつかくの温かいご指摘でございますので、訂正させていただくということをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

---

#### ○閉会の宣告

○青木秀夫議長 以上をもちまして平成30年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時53分）